

用地取得の進め方について

H29.9.21 県央広域本部土木部

1 基本的な考え方

用地取得については、以下のすべてを満たす案件から順次進めていくこととしています。

① 権利者等が明確

- 土地・建物等の権利者が明確。
(※相続の発生、賃借権、抵当権等がある場合は整理が必要)
- 土地の境界が確定。
(※境界未確定の場合、土地価格の算定ができない)

② 当該土地利用の今後の見通しが明らか

- 代替地等が必要ない。または確保できる見込み。
(※代替地等が必要な場合は、地権者のご意向を確認しながら、引き続き物件のご紹介や、区画の再編等について検討を進める。)

③ 補償金の算定が可能

- 土地価格は、10月以降算定可能。
- 建物・工作物等の補償費は、建物等調査により算定。
(※調査には相当の期間が必要なため、所有者等の了解が得られれば①、②に並行して調査を行います)

2 今後の進め方

- 上記1 ①、②の条件が整った権利者等に対して、③で算定した土地代金や建物など物件の移転料等をご提示します。
その上で、契約内容についてご理解いただけるよう説明・協議を行います。